

令和5年11月28日付、文部科学省よりご指導をいただきました。以下につきましてお知らせいたします。

「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準第二の七の規定に基づく期間について（通知）」

本通知を受けたことにつきまして、学苑として真摯に受け止めるとともに、改善に向けましては、引き続き真摯に取り組んで参ります。

令和5年11月28日
学校法人 山野学苑